

### 3 福山市税条例の一部改正について

#### (改正理由)

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととする地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が 2016 年（平成 28 年）3 月 31 日に公布されたことに伴い、福山市税条例（昭和 41 年条例第 89 号）の一部を改正するもの。

#### (改正内容)

##### (1) 個人市民税

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行う個人が、2017 年（平成 29 年）1 月 1 日から 2021 年（平成 33 年）12 月 31 日までの間に、一定のスイッチ OTC 薬（要指導医薬品及び一般の医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）の購入費用を支払った場合において、その購入費用が年間 1 万 2 千円を超えた場合には、その購入費用（年間 10 万円を限度）のうち、1 万 2 千円を超える部分の金額を所得控除する特例を創設するもの。

なお、この特例と現行の医療費控除の適用を重複して受けることはできない。

##### (2) 固定資産税及び都市計画税

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入による、次の対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）で規定する範囲内において条例で規定を追加するもの。

(参考)

対 象 資 産	課税標準の 特例割合	課税標準の 特例割合
		(改正前の地方税法の 特例割合)
ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に規定する 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日までに新たに取得された認定発電設備〔固定資産税〕	太陽光発電設備 風力発電設備	3分の2
	水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備	2分の1
イ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、認定誘導事業者が整備により 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日までに新たに取得した公共施設等（公園、広場、緑化施設、通路等）〔固定資産税又は都市計画税〕		5分の4

(3) 軽自動車税

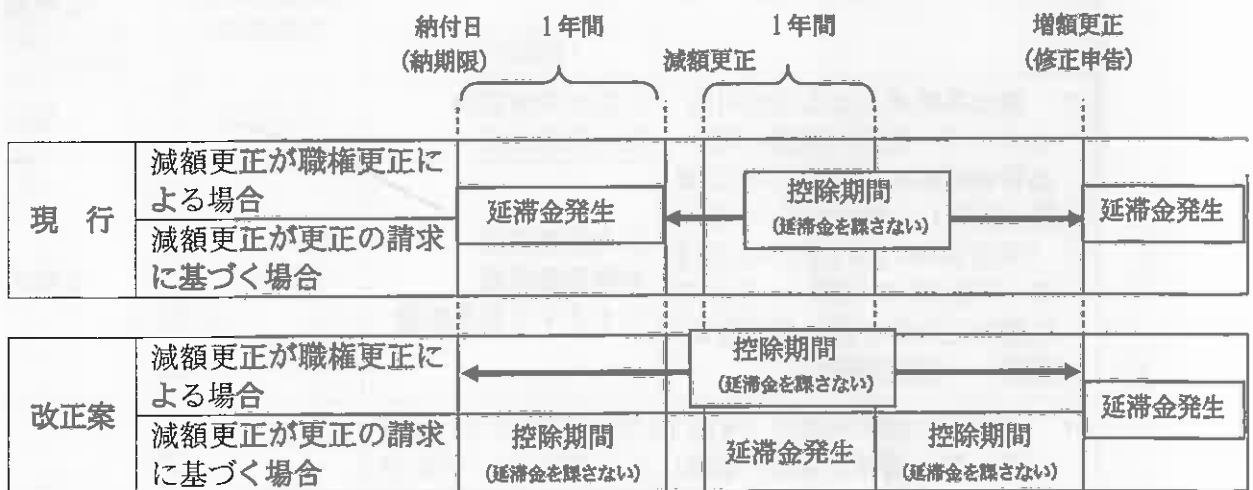
軽自動車税において講じている燃費性能等に応じて軽自動車の税率を軽減する特例措置（いわゆるグリーン化特例）について、適用期限を1年延長するもの。

現 行		改 正 案	
2015年（平成27年）4月1日から2016年（平成28年）3月31日までの間に新規取得した三輪以上の軽自動車に対して2016年度（平成28年度）分の軽自動車税に限り、次の区分に応じて軽減税率を適用するもの。		2016年（平成28年）4月1日から2017年（平成29年）3月31日までの間に新規取得した三輪以上の軽自動車に対して2017年度（平成29年度）分の軽自動車税に限り、次の区分に応じて軽減税率を適用するもの。	
区 分	税 率	区 分	税 率
電気自動車等	税率を概ね75%軽減	現行どおり	
2020年度（平成32年度）燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減		
2020年度（平成32年度）燃費基準達成	税率を概ね25%軽減		

※電気自動車等を除き、いずれも2005年（平成17年）排出ガス基準75%低減達成車に限る。

(4) 納税環境の整備

個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算について、当初申告書が提出されており、その当初申告書の提出により納付すべき税額の減額更正があった後に、修正申告書の提出により増額更正があった場合には、その修正申告の提出により納付すべき税額のうち、当初申告に係る税額に達する部分について、納付日（納付日が納期限より前である場合には納期限）の翌日から修正申告書を提出した日までの期間（減額更正が納税者からの更正の請求に基づくものである場合には、減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間を除く。）を控除するよう見直しするもの。



(施行期日)

(1) 個人市民税	2018年（平成30年）1月1日
(2) 固定資産税及び都市計画税	公布の日
(3) 軽自動車税	2017年（平成29年）4月1日
(4) 納税環境の整備	2017年（平成29年）1月1日